

日本防災士会 京都府支部規約

制定 平成27年4月1日

改正 令和6年7月6日

(名称及び設立)

第1条 本会は、日本防災士会京都府支部と称する。

2 本会の設立日は、平成27年4月1日とする。

(構成)

第2条 本会は、防災士資格を有する者及び防災士を目指す者によって構成する。

(目的)

第3条 本会は、「自助」及び「共助」の原則のもと、会員のネットワークを構築し、防災士としての活動と技能の研鑽に関する事業を行い、かつ、行政機関などと緊密な連携を保ちながら住民の防災意識の啓発及び被災者の救護に関する事業を行い、もって、住民が災害から生命及び財産を守る事に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防災士としての活動と防災及び減災に係る知識と技能の研鑽に資する事業
- (2) 会員相互の交流に資する事業
- (3) 講演会及び研究会等地域住民を対象とした防災啓発に資する事業
- (4) 行政や防災関係機関と連携した地域防災力の向上に資する事業
- (5) その他本会の目的を達成するために必要な事業

(会員)

第5条 本会の会員は、本会の目的に賛同して入会した個人及び団体とする。

2 前項の会員は、次の2種とする。

- (1) 正会員 日本防災士会登録会員である個人
- (2) 賛助会員 日本防災士会未登録の個人及び団体

(入会及び退会)

第6条 会員になる者は、入会申込書を本会に提出しなければならない。

2 会員が次の各号に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき (HP 掲載の雛形をもって、メール添付する。)
- (2) 本人が死亡したとき
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき
- (4) 除名されたとき

(事務所)

第7条 本会の事務所は、京都府に置く。

(役員)

第8条 本会は次の役員をおき、役員をもって役員会を構成する。

- | | |
|----------|----|
| (1) 支部長 | 1名 |
| (2) 事務局長 | 1名 |
| (3) 副支部長 | 4名 |
| (4) 会計 | 1名 |
| (5) 監事 | 2名 |

2 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選定されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまで、その任期を延長する。

4 補欠又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

5 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

6 本会に、顧問及び参与等を置くことができる。

(総会及び役員会)

第9条 総会は、会員をもって構成し、会員の半数以上の出席(委任状提出を含める)

により成立する。

2 (総会の議決)

出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

3 総会は、毎年1回以上開催し、規約、役員、事業計画、予算の決定及び決算の承認を行う。

4 役員会は正会員で構成し、総会の決定に基づき、会務の執行にあたる。

(会計)

第10条 本会の経費は、会費及び寄付金等をもって、これに充てる。

2 会費の額は、総会により決定する。但し、本部規定に準じ22歳までは免除する。また会員が死亡、退会及び除名、においても会費は返却しない。

3 本会の会計年度は、毎年4月1日から始まり、翌年3月31日に終わる。

(支部名の使用)

第11条 講演、講習会及びイベント等において支部名称を使用できるのは、正会員に限る。使用にあたっては事前に本会に対し事業計画の提出を必要とする。

2 前項の規定にかかわらず、支部から要請した場合に限り、賛助会員であっても支部名称を使用することができる。

附則

この規約は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この規約は、令和6年4月1日から適用する。